

## 令和元年第 11 回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和元年 11 月 19 日、午前 10 時から、地域振興プラザ大会議室において、令和元年第 11 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）  
今泉 浩史  
城所 正彦  
澁谷 香織  
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎  
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 35 号議案  
「平成 31 年度教育費補正予算（第 4 号）の提出について」
- (5) 日程第 5 第 36 号議案  
「令和 2 年度教育費予算要望書の提出について」
- (6) 日程第 6 第 37 号議案  
「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (7) 日程第 7 第 38 号議案  
「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」

- (8) 日程第 8 第 39 号議案  
「稲城市立 i (あい) プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (9) 日程第 9 第 40 号議案  
「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (10) 日程第 10 第 41 号議案  
「平成 31 年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成 30 年度事務事業）について」
- (11) 日程第 11 報告事項

教育長 ただいまから、令和元年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他、会議の妨害はしないでください。会議開催中は、みだりに席を離れないでください。決められた出入り口から入退場をお願いいたします。傍聴人は委員席に入ることができません。携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 平成31年度稲城市市政功労者表彰式について
- 3 令和元年11月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 4 工事請負状況について
- 5 学校開放事業について

学務課長

- 1 令和元年10月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 2 平成31年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
- 3 児童・生徒数、学級数（令和元年11月1日現在）について

指導課長

- 1 担当者事業について

- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 学校訪問事業について
- 5 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 成人式関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 i プラザの主な主催事業の実施状況（9月分）について
- 11 i プラザの主な主催事業の実施状況（10月分）について
- 12 令和元年9月生涯学習課利用統計について
- 13 令和元年10月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 姉妹都市交流の取り組みについて
- 2 学校給食野菜に関する圃場見学会について
- 3 学校給食安全・衛生管理研修会（食品衛生）について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
- 3 分館主催事業について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 図書館の利用状況（令和元年10月）について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第35号議案「平成31年度教育費補正予算（第4号）の提出について」、日程第5 第36号議案「令和2年度教育費予算要望書の提出について」、日程第6 第37号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、日程第7 第38号議案「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、日程第8 第39号議案「稲城市立i（あい）プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼につい

て」、日程第9 第40号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

第35号議案及び第36号議案は予算案件、第37号議案から第40号議案は議会提出案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長     ご異議なしと認めます。よって、第35号議案から第40号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩します。

( 暫時休憩 ) ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第35号議案から第40号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第35号議案から第40号議案の秘密会は終了)

教 育 長     再開いたします。

これより、第35号議案「平成31年度教育費補正予算（第4号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長     挙手全員であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第36号議案「令和2年度教育費予算要望書の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長     挙手全員であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第37号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の

制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第38号議案「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第39号議案「稲城市立 i (あい) プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第40号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第40号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 第41号議案「平成31年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成30年度事務事業）について」を議題といたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに公表する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

それでは、平成31年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成30年度事務事業）についてご説明いたします。

報告書の1ページ目をご覧ください。

1、概要。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年、所管事務の管理及び執行状況について点検と評価を行うことが義務づけられております。稲城市教育委員会では、外部の委員会からなる行政改革監理委員会の知見を活用し、点検・評価を行っております。

2、評価でございます。前年度の平成30年度に実施した教育委員会の所管事務の中から、各課1事業を選定しております。

3、評価方法でございます。所管課が記入する各事業の点検・評価表を基に、教育委員会点検評価委員会、行政改革監理委員会から評価コメントをいただき、教育委員会において総合評価をしています。

4、今後の進め方。所管課は、教育委員会点検評価委員会及び行政改革監理委員会からの評価コメントや教育委員会の総合評価を踏まえ、今後の進め方を作成し、次年度以降の事業運営に活用いたします。

2ページ、教育委員会施策の点検・評価対象事業一覧表でございます。平成30年度事務事業分で6事業を選定しております。教育委員会総合評価A、「さらなる事業の拡大・充実が適当」は、No.3のスクールソーシャルワーカーの配置の事業でございます。総合評価B、「現行水準を維持して着実に実施している」は、それ以外の五つの事業となっております。

3ページ、各事業の点検評価表でございます。内容につきましては、既にご説明しておりますので、評価のコメント及び今後の進め方について説明してまいります。

1、学校警備委託でございます。こちらの教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。警備委託により、学校への侵入等の異常が起こったことが即座にわかり、現場に急行するなどの対応を迅速に行うことができている。このことは抑止力にもつながり、学校の安全を確保するため、引き続き継続してもらいたいというご意見でございました。

次に、行政改革監理委員会の評価コメントでございます。異常があった際に直ちに対応し、人為的なミスであった場合に再発防止に向けた指導をしていることは評価できる。警備業務委託の契約については、特命随意契約の見直しや出動回数に応じた料金となるよう工夫したり、効率化を図れるよう努めてほしいというようなコメントでございました。

教育委員会総合評価につきましては、Bでございます。

今後の進め方でございますが、引き続き、警備会社への委託による警報機器を利用した学校施設の警備を行うとともに、事業実施の効率化を図れるよう努めていくというものでございます。

次に、2、定期健康診断。教育委員会点検評価委員会コメントは、不登

校などの児童・生徒に対し、受診を促すような働きかけをし、健康面で不登校などの児童・生徒を配慮しながら継続していくことが大切である。

行政改革監理委員会評価コメントです。受診率が非常に高い点では評価できる。今後は過去の受診率等を分析するなどして、未受験者を削減し、定期健康診断受診率100%を達成することができるように努めてほしい。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方でございますが、引き続き、不登校などの児童・生徒と保護者に対し、受診を促すよう働きかけをするとともに、不登校などにより、定期健康診断を受診していない児童・生徒がいる状況を学校と共有し、対応策を研究するというところでございます。

次に5ページ、3、スクールソーシャルワーカーの配置です。教育委員会事務点検評価委員会評価コメントでございます。スクールソーシャルワーカーの配置により、問題を抱える児童・生徒の相談に迅速に対応できている。今後も迅速な対応をできる体制を整えながら、継続してもらいたい。

行政改革監理委員会の評価コメントでございます。児童・生徒が抱える問題が多様化する中で、スクールソーシャルワーカーは大変重要な役割を果たしているため、フルタイム職員を配置する等、事業の在り方について検討し、さらなる充実を図ってほしい。

総合評価につきましてはAとなっております。

今後の進め方でございます。スクールソーシャルワーカーが、より迅速・適切な支援を行うことができるように、配置日数の増など、さらなる事業の拡大・拡充を図っていく。

6ページ、4、外国人のための日本語教室（市民交流事業）でございます。教育委員会点検評価委員会評価コメントでございます。日常的に不自由しない程度の日本語を学ぶということを、ボランティアの方も、外国人の参加者も理解してもらった上で、養成講座の内容や運営の仕方を工夫しながら、ボランティアの人数も増やし、交流を継続してもらいたい。

行政改革監理委員会の評価コメントでございます。外国人の参加者を増やすため、いま以上に事業の周知を図るとともに、参加人数に関する目標値（参加率等）を定めていくのが良いと考える。また、市民交流を目的とした公民館の日本語教室のみならず、在住外国人等への語学支援ができるような行政の部署があっても良いと考える。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方。ボランティアの自主的な活動により、教室運営や日本文化体験を継続実施するとともに、日本語の学習及び市民の交流を図っていく、でございます。

7ページ、5、学校給食における衛生管理の充実（調理従事者の健康管理）。教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。各検査を行い、学校給食従事者の健康が管理されていることにより、調理場の安全、



衛生管理が確保されている。引き続き、現状の検査を継続してもらいたい。

行政改革監理委員会評価コメントでございます。今後も「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理を実施し、引き続き市立小中学校の児童生徒に提供する学校給食の調理が衛生的に行われるよう努めてほしい。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方でございます。今後も「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理を実施し、引き続き、衛生的に市立小中学校の児童生徒に提供する学校給食の調理を行っていく。

8 ページ、6、稲城市子ども読書活動推進計画の推進（読み聞かせ事業）です。教育委員会点検評価委員会評価コメントは、読み聞かせ事業を継続し、さらに他と連携しながら、乳幼児から児童、生徒の読書にまでつながるといふ連続性を考え、図書離れを防ぐものにしていくとよい。

行政改革監理委員会の評価コメントでございます。事業目的を達成するために、参加者数を増やし、読み聞かせの楽しさ・効果を伝えていくことができるよう、努めてほしい。また、ボランティアの方の負担も考慮しつつ、更に活発なものとなるよう努めてほしい。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方です。より多くの方に読み聞かせに参加する機会を提供し、読み聞かせの楽しさ・効果を引き続き伝えていく、でございます。

以上の評価コメント等を踏まえまして、次年度以降の事業運営に活用し、教育行政の効率的かつ効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 4 ページの定期健康診断ですが、誤字かと思うんですけど、行政改革監理委員会の評価コメントで未受験者とあるのは、未受診者かなと思います。

あと、前回も言ったかもしれませんが、教育委員会事務点検評価委員会評価コメント、上の部分ですけれども、不登校などの児童・生徒に対し、受診を促すよう「な」働きかけとありますが、「な」は要らないのではないかなと思いました。以上です。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 今回、全体として教育総務課長が説明してくださったところを私も一つ一つ目で追わせていただきまして、特に行政改革監理委員会の評価コメントに対しての今後の進め方をどのように事務局で考えているかを一緒に見させていただきました。

その中で、今のご発言と同じ箇所、4ページの定期健康診断についてですが、行政改革監理委員会からは、未受診率を削減してほしいと。定期健康診断受診率100%達成するように努めてほしいというコメントです。

それに対してですけれど、不登校によって受診していない児童・生徒は当然学校では把握しています。これを所管課として、事業開始昭和33年度ですので、本来は、なぜ受診していないかの共有は、もう既に十分してあるべきではないかなと考えます。さらにここで対応策を研究するとありますけれど、研究というのは具体的なアクションまで響いてきませんので、この文言をもう一步進めたものにするほうがいいのではないかと思います。例えば不登校などにより受診していない児童・生徒については、社会的、一般的にはもう研究は十分され尽くしていると思います。例えば本市の場合は、梨の実ルームに通っている児童生徒に対して何らかの手当てをするとか、そこのところも学校医や医師会等と協議をして何らかの依頼や調整をするなど、具体的に進めることが必要ではないかと考えますので、そういった動きへの意欲が見られるような表現にしていきたいと思います。

学務課長　こちら、表現が非常に難しかったのですが、具体的に解決策として今考えておりますのが、不登校の人に学校で健診をやるから来てくださいといっても非常に困難が伴うと思いますので、現状としましては医師会に加盟をしている医療機関にお手紙を持っていけば無料で、受診料を払わず受けることができるという対策をとってございます。

教育長　それで文言は。

学務課長　今後の進め方については、今の改善に向けた前向きな表現が適切かというご指摘を踏まえ、より前向きな表現に改めてまいりたいと思います。

教育長　よろしいでしょうか。杉本委員。

杉本委員　先ほどお話くださったような腹案がもう既にあるのでしたら、終わりのところで学務課長が答えてくださったように、何か考えていてそれで進めるということがわかるように、伝わるようによろしくお願いします。

教育長　よろしいですか。ほかに。澁谷委員。

澁谷委員　生涯学習課にお願いしたいのですが。私も、今回は教育委員会の評価コメントの後の行政改革の監理委員会評価コメントと、今後の進め方という観点でお伺いしたいと思います。

行政改革監理委員会からは、「いま以上に事業の周知を図るとともに、

参加人数に関する目標値を定めていくのが良いと考える」と、さらにまた「市民交流を目的とした公民館の日本語教室のみならず、在住外国人等へ語学支援ができるような行政の部署があってもよいと考える」というコメントが来ているわけです。行政の部署のことは置いておいても、その前の目標値、これがこちらの今後の進め方のところでは余り反映されていない状況ではないかと思うので、この辺のところをいただいた評価コメントに沿ってもう少し目標を考えてはどうかと思いました。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 参加人数につきましては、今いるボランティアの人数ももう目一杯でございまして、今できる範囲でやっていくというところで、「もう少し人数を増やす」というのをあえて今回は入れなかったところでございます。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 それでしたらその辺のところも書かないと、評価コメントからの回答に全然応じていないような印象を受けます。そこをうまく書いていただけたらと思います。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 少し改めさせていただきたいと思います。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 個別のシートについての質問ではないのですが、全体にかかわる質問です。公表するということが最初の説明でありましたけれど、これについては今までどのような方向で公表してきて、また今回、今年度の点検表がつくられたこともどのように公表するか、そのところを教えてください。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 点検評価の結果の公表でございしますが、まずホームページに掲載いたしますのと、あと中央、第一、第二、第三、第四、iプラザ図書館に配置しております。それから、本庁舎の行政情報コーナーに配置しております。また、広報いなぎの中で、今申し上げたところで閲覧ができるという内容のご案内をするということ。それから、市議会議員に対しましては、こちらを配付することによりまして報告をしております。今回も同様に、こち

ら、この方向により公表したいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 わかりました。公表の際にもこのシートをそのまま提示する方向でしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらの点検評価を、このような状態で公表する予定でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 はい、わかりました。結構です。

教 育 長 ほかに。よろしいですか。

( な し )

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第41号議案「平成31年度稲城市教育委員会施策の点検・評価  
(平成30年度事務事業)について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11、報告事項です。本日の報告事項は2件です。

まず、報告事項1『「稲城市立小中学校体育館空調設備運用基準」の制定  
について』を、教育総務課長より説明をお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長 報告資料をご覧くださいませでしょうか。「稲城市立小中学校体育館空調設備運用基準」の制定についてでございます。

まず、制定理由でございますが、児童・生徒が意欲を持って学ぶことができる快適な学習環境の整備と、近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防など児童・生徒の健康面への配慮、及び災害時の避難所としての防災機能の強化のため、市内全小中学校の学校体育館に空調設備を設置することとしております。年度内に設置するという予定でございます。

学校体育館の空調設備の稼働に際して、地球環境にも十分配慮しつつ、適正かつ円滑に使用することを目的にこちらの基準を定めております。

2、基準の概要でございますが、空調設備の操作につきましては教職員が操作を行うこととしております。

(2) 夏季の空調設備の稼働、稼働期間は6月1日から9月30日まで、稼働時間は授業時間内、設定温度は28℃を基本とします。

(3) 冬季の空調設備の稼働については、原則使用しないものとします。

次のページ、基準の2ページをご覧ください。ちょっと重複する部分がありますが、要点をご説明いたしたいと思っております。

1、はじめに、(1) 運用基準についてでございます。本運用基準は、学校体育館の空調設備の稼働に際して、地球環境にも十分配慮しつつ、適正かつ円滑に使用していくために定めております。

(2) 環境負荷低減についてでございます。稲城市教育委員会では、施設面でのより良い教育環境を提供するという責務を果たすとともに、同時に地球環境への負荷を少しでも低減するよう多様な取り組みを進めております。

2、空調設備の操作について。こちらにつきましては、各学校が使用する場合には操作は必ず教職員が行ってください、児童・生徒による使用は避けくださいという内容でございます。

3ページをご覧ください。こちらの(2)のところでございます。空調設備の使用時でございますが、先ほど基準を設けて28℃ということ、期間を定めておりますが、児童・生徒等の体調等に合わせた運転を行ってくださいというものでございます。

次に、3、夏季の空調設備の稼働でございます。(1) 各小中学校での空調設備の稼働期間について、繰り返しとなりますが、6月1日から9月30日までを基本とします。先ほどもありましたが、児童・生徒の体調や学習環境等を考慮して、稼働時間を調整していただきとしております。

4ページをご覧ください。上の(2)空調設備の稼働時間について、こちらも繰り返しとなりますが、授業時間を基本といたします。また、部活動等で運動等をする時につきましては、児童・生徒の健康上、必要な場合に使用していただきとしております。

次に、(3) 設定温度については28℃といたします。

次に4、冬季の空調設備の稼働でございますが、冬季の暖房使用は、環境負荷低減を優先し、怪我予防のために準備運動の徹底や服装による体温調節に努めるとし、原則として使用しないものとします。ただし、12月1日から3月31日までの期間で特に児童・生徒の体調や学習環境を考慮する必要がある場合、それから保護者会や式典等で必要な場合は、使用できるものとします。ただ、この場合におきましても20℃と設定温度を守っていただくようお願いするというものでございます。説明は以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項1『「稲城市立小中学校体育館空調設備運用基準」の制定について』の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 まず、この基準をどのようにこの後示していくのかについて伺いたいと思います。宛て先は学校ですか、それとも、中に「市民も同じように考えていく」とされておりますので市民一般も含めてということでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 学校と、それから学校開放で市民も使用いたしますので、対象としては学校及び使用される市民で対応と記載をしております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 そうしますと、学校が使ったのか開放で使ったのかというのはどこかでわかるようになるということでしょうか。

教 育 長 暫時休憩。

( 暫時休憩 )

教 育 長 再開します。教育総務課長。

教育総務課長 こちらの周知について、学校につきましてはこれから校長会等を含め周知していきたいと思います。また、市民も対象となりますので、使用する際に、ホームページはもちろんです、この基準をお示しするなどして周知していきたいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 はい、わかりました。

教 育 長 ほかに。城所委員。

城所委員 この制定理由の中に災害時の避難所としての防災機能とありますけれど、この運用基準の中には緊急的な避難所の運用が項目としてありませんが、これはあくまでも、先ほど市民向け、学校向けという観点で、避難所という緊急性があるから決してこれには対応しないと思うのですが、

そこら辺を付記したほうがいいのではないかと思います、どうでしょう。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 避難所の場合はやはり緊急的なものですので、冬場は当然寒さもありますのである程度のところで使用していこうかと思っております。また、その内容についてこちらに表現したほうがいいのではないかということにつきましては、再度その辺も考えていきたいと思っております。

教 育 長 城所委員。

城所委員 あくまでも緊急的な部分なのでこれとは別立てでも結構ですけど、その辺はとりあえず取り決めがこういうふうにあるわけですから、何らかの形で一応基準としてあったほうがいいのかと個人的には思います。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 1ページ目の「操作は教職員が行うこととします」、それから基準の2ページ目の「操作は必ず教職員が行ってください」、これはいらないと思います。というのは、考え方としてはもちろん当然です。けれども、ここまで教育委員会が学校に、文言として具体的に踏み込むということは、不要ではないかと思えます。

いま学校には各教室に空調がありますが、原則として教職員が操作をするのを徹底しているのが現状です。教育委員会が学校にする指示というのは、「28度設定にしてください、それを継続して守ってください」、あと時間くらいはいいと思えます。

例えば先ほどの牛乳パックだって、子どもたちがこうやって、教職員がこうやってとは出さないと思えます。教育委員会として必要なことは、ここまでやってあとは業者に引き渡してくださいということ。そのあとするのは学校長のマネジメント力です。ここまで指示を出すと、学校長のマネジメント力を落としてしまいます。

学校の自主性・自立性を高めていくということへの配慮も必要と思えます。

教 育 長 暫時休憩。

( 暫時休憩 )

教 育 長 再開します。教育総務課長。

教育総務課長 操作は教員が行ってくださいという内容につきましては、内容を精査して、これは当たり前のこととございますので、内容を確認して必要に応じて削除していきたいと考えております。

また、このマニュアル、基準につきましても、市民向けと学校向けと一緒の説明だとわかりづらいということで、その辺の書き方も工夫した上でもう一回見直していきたいと思っております。

教 育 長 ほかに。

( な し )

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項2『平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果概要について』を、指導課長より説明をお願いいたします。指導課長。

指導課長 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要につきまして、報告させていただきます。

本調査につきましては、児童生徒の問題行動等について全国の状況を分析調査することにより、教育現場における生徒指導上の取り組みのより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応につなげていくことを趣旨といたしまして文部科学省が実施している調査でございます。調査項目のうち、小中学校を対象としております暴力行為、いじめ、長期欠席の3点につきまして報告させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。暴力行為の状況の調査結果につきまして、ご説明申し上げます。

暴力行為は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4形態に分けられます。平成30年度の暴力行為の合計発生件数につきましては、小学校で11件、中学校で12件でございます。市内の発生件数につきましては、平成29年度に比べて、小学校は減少しておりますが中学校の発生件数が増加しております。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、小学校、中学校のいずれも稲城市の暴力行為の合計発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございました。

暴力行為の各形態の結果につきまして、ご説明申し上げます。

対教師暴力につきましては、小学校は2件、中学校はゼロ件でございます。小中学校ともに平成29年度よりも発生件数が減少しております。稲城市と全国との1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、小中学校ともに稲城市の発生件数は全国の発生件数よりも少ない結果でございます。



続きまして、生徒間暴力につきましては、小学校は3件、中学校は8件で、平成29年度の発生件数と比較して、小学校は減少しておりますが中学校は4件増えているという状況でございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、生徒間暴力につきましては稲城市の発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございます。

2ページをご覧ください。対人暴力につきましては、小中学校ともに発生件数は0件でございます。

次の項目の器物損壊につきましては、小学校は6件、中学校は4件で、平成29年度と比較いたしますと、小学校は減少しておりますが、中学校は1件増えている状況でございます。稲城市と全国の生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、稲城市の小学校の発生件数は全国の発生件数よりも多く、課題が見られる状況でございます。

暴力行為の発生件数は、全国的に小学校の発生件数が増加傾向でございます。今後の対策としましては、引き続き道徳教育や人権教育などを通して命の大切さや人権尊重の精神、道徳性の育成、規範意識の醸成を図ることが大切であると捉えておりまして、各学校には指導を進めてまいります。

3ページをご覧ください。いじめの状況の調査結果につきまして、ご説明申し上げます。

平成30年度はいじめの認知件数については、小学校は333件、中学校は116件でございます。平成29年度と比較して、小中学校ともに認知件数は増加しております。理由につきましては、学校現場においていじめの認知を否定的に捉えるのではなくしっかりと認知して報告・対応していくという考え方が広まったことにより、全国的に小中学校ともに認知件数が増加傾向にあることが背景でございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数を比較いたしますと、特に稲城市は中学校の児童生徒1,000人当たりの認知件数は全国の認知件数よりも多い結果でした。

いじめの現在の状況でございます。449件中、解消しているものが小中学校合わせて287件、解消に向けて取り組み中のものが小中学校合わせて162件でございます。

なお、いじめに係る行為の解消については、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していることにより解消と判断することになっており、この期間は少なくとも3カ月を目安とすると示されております。したがって、発生から3カ月がたっていない事案は解消に向けて取り組み中に含まれることとなります。解消に向けて取り組み中の事案につきましては、学校の対応により現在いじめの行為は一定の解消が図られているとの報告を受けております。

続いて、いじめの対応につきましては、稲城市では小中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多いという結果ございました。これにつきましては、平成29年度も同様の結果

でございます。また、平成30年度の全国の小中学校の結果も同じようにこの「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多いという結果でございます。

次の対応の件数として多いものは、小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」でございます。中学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」と、あと次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」でございます。

いじめ問題につきましては、いじめは絶対に許されない行為であり、また、いじめはどの学校でもどの子どもにでも起こり得るとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、日常的な未然防止の取り組みと組織的な早期発見・早期解決の取り組みを一層推進することが大切であると認識しております。いじめ防止の取り組みとしまして、本市では平成30年度より11月を「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」と設定し、全小中学校においていじめ防止のための取り組みを重点的に推進しております。いじめ防止啓発月間を活用して児童生徒のいじめ防止への推進の向上を図るとともに、いじめと疑われる事案についてはしっかりと認知するという教員の意識の啓発につきましても引き続き学校を指導してまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。長期欠席の状況の調査結果につきまして、ご説明申し上げます。

長期欠席につきましては、平成30年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数について調査したものでございます。平成30年度の長期欠席児童生徒数は、小学校が51人、中学校が80人であり、そのうち病気等を除いた不登校児童生徒数は、小学校は36人、中学校は70人でございます。平成29年度と比較し、小中学校ともに不登校児童生徒数が増加している状況でございます。不登校児童生徒数は、本市だけでなく全国的に小中学校ともに増加傾向にございます。稲城市と全国の在籍児童生徒数における不登校児童生徒数の割合を比較いたしますと、小学校は全国の割合と同程度であり、中学校は全国の割合よりも低いという結果でございます。

不登校については引き続き、児童生徒に登校渋り等の傾向が見えたときには、初期段階から組織的にきめ細かな支援を行い、長期化を防ぐよう学校を指導してまいります。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室職員等の活用により児童生徒及び保護者からの相談に対応するとともに、適応指導教室における学習支援や相談対応、学校復帰や進路選択へ向けた一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要の報告とさせていただきます。

教 育 長 以上で、報告事項2『平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果概要について』の詳細説明が終わりま

したので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 いじめの認知件数について質問します。認知件数が、かなり平成29年度、30年度と増加しています、それ以前に比べて。先ほど説明くださいましたように、その認知について、いじめがあることが悪いという全体的な認識ではなく認知することが大切だというふうに進んできたというお話もいただきました。そこでですけれど、小学校333、中学校116というこの件数という結果になったことについて、指導課として学校を日ごろ指導していて、本当に児童生徒の人権感覚とか生活指導上の課題として、実態としていじめが増えてきている傾向なのか、それとも認知の度合いを深めるように学校がしたからなのか、そのどちらなのでしょう。

教育長 指導課長。

指導課長 件数そのものが増えていることについては、学校がいじめを積極的に認知していこうと捉えている結果だと考えております。いじめは一つ一つそれぞれ個別の事案がありますので、個別の対応については課題が見られる場合もございますが、認知件数の増加の主立った理由としては、その認知を積極的にする意識改革もあったことが要因だと考えております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 わかりました。認知をするように努めた結果ということですが、それはそれでわかりつつ、それに安心しないで実態としてやっぱりあるということを重く受けとめて、引き続きまずは解消に向けた指導をしていただきたいと思えます。

それからもう一つ、意見ですけれど、認知するように努めた結果ということは、これは一つのうがった見方かもしれませんが、児童生徒、また保護者などから訴えがあれば即それをいじめとする学校があるとすればそれこそいじめの精査ということについての認知力が低まっていってしまうのではないかと危惧いたします。認知するように努めたことがかえって認知力を低下させてしまうということになるかと思えますので、認知力を高めるような指導も引き続き必要かと思えますので、よろしく願いいたします。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 いじめの状況の中の、いじめの現在の状況という部分で、解消に向けて取り組み中というのは数字としてかなり大きい数だなと認識しましたが、

これはいつ現在の状況、それでこの状況から今現在どのように改善をされているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

教 育 長 指導課長。

指導課長 本調査は平成30年度中の調査ですので、平成30年度末の段階の数値でございます。この解消に向けての取り組み中というのは、先ほど申し上げましたとおり、一定期間を過ぎないものはまだ解消に向けて取り組み中と判断すること、主に3カ月という点。それから、3カ月を過ぎたから解消かと捉えるのではなくて、例えば引き続き配慮を要する児童生徒については、例えばいじめそのものの事案は見られなくても継続して観察していくということで学校が積極的に解消に向けて取り組み中、つまりいじめが再発しないように取り組んでいるということも踏まえているということがございます。対応につきまして教育委員会のほうに、いじめが発生して引き続きいじめの状態が継続しているということはございませんので一定の解消は図られていると、ただ、引き続き、先ほど申し上げましたとおり観察をしていくということは継続しているという事案もあるかと捉えております。

教 育 長 城所委員。

城所委員 ということは、30年度末から今11月ですけど、この間の経過的な状況変化というのは、指導課ではある程度把握されているのでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 教育委員会も入りながらとか、学校のほうで長期間にわたって対応しているといった30年度から継続して取り組んでいる事案はございませんので、まず一定の解消は図られているものと認識してはおります。

城所委員 わかりました。結構です。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 昨年度も同じことを伺ったと記憶していますが、いじめの発見とか認知のきっかけについて見解がありましたら教えてください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 いじめ発見のきっかけにつきましては、調査の中で学校の教職員等が発

見したもの、あるいは学校の教職員以外からの情報により発見したものであるという大きな区別がございまして、また、その中でも例えば「学級担任が発見した」とか「アンケート調査により発見した」であるとか、細かい内訳のようなものも調査の中にはございます。

本市におきまして、小学校ではいじめ発見のきっかけとして最も多いものはアンケート調査など学級の取り組みにより発見したというもので、件数は179件でございます。次に「本人からの訴え」で86件、次に「学級担任が発見した」と「当該生徒の保護者からの訴え」で26件でございます。中学校については、小学校同様にアンケート調査と学校の取り組みにより発見したが最も多く88件、次に「学級担任が発見した」で13件でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。何が何件だからいいとか悪いとかではありませんけれど、一つ今伺って感じたことは、本人からの訴えられる環境や、アンケートなどの取り組みにより本人から申し出ができるような、あまり不安もなくできるような環境が学校に整えられているのだなということを感じました。これは推進していただきたいと思います。

一方で、それはあっても、やっぱり教員は教育のプロですから、子どもたちの様子を見て教員もそれを見つけられる感覚を磨いていく指導も必要かと思っておりますので、そここのところも引き続きよろしく願いいたします。

教 育 長 じゃあ、それについて。指導課長。

指導課長 教員が発見したということについてでございますが、学級担任、また学級担任以外の教職員、養護教員などの教員が発見した件数の全体に対する割合は、小学校、中学校ともに平成29年度より平成30年度のほうが大きくなっている状況がございまして。教員が積極的に発見している割合が増えていく状況はございますが、引き続き教員が鋭敏な感覚によりいじめを発見していけるよう、資質能力を高めるような研修なども進めてまいりたいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。指導課も適切に指導をされているということもわかりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

教 育 長 ほかに。

( なし )

教 育 長      ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
                 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といた  
                 します。

(午後 4 時45分閉会)